研　究

児童虐待疑い事例の保護者対応における養護教諭の困難感の検討

青柳　千春[1)]，阿久澤智恵子[2)]，金泉志保美[3)]
松崎奈々子[3)]，下山　京子[4)]，佐光　恵子[3)]

〔論文要旨〕

本研究は，養護教諭が児童虐待対応における保護者との関わりで認識していた困難感の具体的な内容を明らかにし，今後，保護者対応における困難感を改善するための支援について検討することを目的として，半構造的面接法による単独面接を行い質的に分析した。結果，【介入することの困難さ】，【保護者を支え続けることの困難さ】，【養護教諭としての役割を遂行することの困難さ】の３つのコアカテゴリーが抽出され，養護教諭への支援として，「校内の組織体制の整備」，「養護教諭を対象とした保護者対応マニュアルの作成」，「保護者対応のスキル獲得や養護教諭の専門性を高めることを目指した事例検討会や研修会の設定」の必要性が示唆された。

Key words：児童虐待，養護教諭，保護者対応の困難感，半構造的面接法

Ⅰ．諸　　言

子どもの尊い生命が奪われる等，重大な児童虐待事件は後を絶たない。厚生労働省の調査[1)]によれば，平成24年度中に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談対応件数は，66,701件にのぼり，これまでで最多の件数となっている。虐待を受けた子どもの年齢構成の割合を見ると，小学生が全体の35.2％を占めていることから，日常的に子どもに関わる小学校の教職員は児童虐待をいち早く発見しやすい立場にあり，その役割期待は大きい。とりわけ養護教諭は，全校の子どもを対象としており，入学から経年的に子どもの成長や発達を見ることができ，学校保健活動の中心となる保健室は，子どもたちにとっていつでも安心して利用し，話を聞いてもらえる場所であることから，教職員の中でもその役割期待が大きいものと考える。

養護教諭を対象とした調査では，音ら[2)]は84.9％が，青柳ら[3)]は93.8％が，虐待を早期に発見する役割があると考えていたと述べている。また，児童虐待を発見するサイン認知について角田ら[4)]は，養護教諭は，「身体のあざやけが」，「ご飯を食べていない」などの世話をされていない様子や身体の発育の悪さ等をサインとして認知しており，「空腹」，「服の汚れ」や「落ち着きのない様子」など日々の観察からサインを認知している担任とは違った視点から虐待を疑い発見していることを明らかにしている。養護教諭は，その専門性と保健室の機能を活用し，児童虐待の早期発見と対応を行っていることが明らかになっている。

しかし，厚生労働省の調査[1)]によれば児童相談所が児童虐待相談を受けた後，該当の子どもを保護者から

Identification of Difficulties Recognized by *Yogo* Teachers in Dealing with Parents in Cases of Suspected Child Maltreatment
〔2640〕
受付 14. 5.23
採用 15. 2.11

Chiharu Aoyagi, Chieko Akuzawa, Shihomi Kanaizumi, Nanako Matuzaki, Kyouko Shimoyama, Keiko Sakou
1）高崎健康福祉大学保健医療学部看護学科（研究職）
2）桐生大学医療保健学部看護学科（研究職）
3）群馬大学大学院保健学研究科看護学講座（研究職）
4）帝京平成大学ヒューマンケア学部看護学科（研究職）
別刷請求先：青柳千春　高崎健康福祉大学保健医療学部看護学科　〒370-0033 群馬県高崎市中大類町501
Tel：027-352-1291　Fax：027-352-1985

Presented by Medical*Online

分離し児童養育施設入所の措置をとったものは約1割である。約9割の被虐待児は通告後も家庭で生活を続けながら継続観察されているのが現状であることを鑑みると，学校は早期発見・通告に加え，児童相談所や市町村等の関係機関との連携に基づいて子どもと保護者への支援と見守りを続けていくことが必要であると考える。

前述の養護教諭を対象とした調査[2~4]では，いずれも児童虐待事例に関わった際に，「保護者との関わり方」について困難を感じていることが報告されているが，その具体的な内容については触れられていない。そこで，養護教諭が児童虐待対応の際に困難だと感じている保護者との関わり方の具体的な内容を明らかにし，その困難感を改善するために養護教諭に対してどのような支援が必要かを検討することは，学校における児童虐待対応の充実を図ることにつながるのではないかと考える。

Ⅱ．研究目的

小学校に勤務する養護教諭が，児童虐待対応における保護者との関わりで認識している困難感の具体的な内容を明らかにし，今後，保護者対応における養護教諭の困難感を改善するための支援について検討することを目的とした。

Ⅲ．研究方法

1．研究対象者および調査内容

A県内の公立小学校（344校）に勤務する養護教諭で，2010年度に児童虐待（疑いを含む）事例の対応をし，調査協力の得られた11名（11校）を対象とした。対象者に対して，面接ガイドを用いた1回の半構造的面接法による単独面接を実施した。2010年度に対応した児童虐待（疑いを含む）事例の概要，虐待をしている保護者への対応のきっかけや内容，保護者に対応した際に困難だと感じたこと等を質問内容とした。調査期間は2011年6～8月であった。

2．データ分析方法

録音した面接内容を逐語録化し，養護教諭が児童虐待（疑いを含む）事例の対応において，保護者と関わった際に感じた困難について語っている内容を抽出し記録単位とした。次に，類似した記録単位を集め，意味内容を変えないように注意しながら初期コード（一次コード）とし，内容の類似性に従って分類し抽象化の作業を経てコード化（二次コード）を進めた。各コードについて，抽象度を高めてサブカテゴリーとした。サブカテゴリーは更に，高次概念でカテゴリー化し，同様にカテゴリーネーム，さらにコアカテゴリーを決定した。データ分析の過程においては，共同研究者間で協議を重ね，信頼性の確保に努めた。

3．倫理的配慮

A県内の公立小学校344校の学校長あてに研究の依頼文を，また，そこに勤務する養護教諭あてに，研究協力依頼書と研究協力の意思を表示する回答用紙を送付した。研究協力の意思を示した回答用紙の返信のあった養護教諭11名を研究対象者とし，研究の目的と方法，インタビュー内容，参加に関する自由意思の尊重，協力撤回による不利益が生じないこと，個人情報の保護と管理，資料等の廃棄，得られたデータは研究以外の目的では使用しないこと，調査結果の公表等について，研究者から文書と口頭で説明し，書面にて同意を得た。面接時間と場所については，プライバシーを最大限に守れるように設定した。なお，研究を行うにあたり群馬大学大学院医学系研究科における「疫学研究倫理審査委員会」へ提出し，審査を受け，研究実施の承認を得た。

Ⅳ．結　　果

1．面接対象者の属性

対象者は，面接調査に同意が得られた養護教諭11名（11校）である。全員が女性，年齢は20歳代2名，30歳代2名，40歳代5名，50歳代2名であり，平均年齢は42.3歳であった。養護教諭としての経験年数は2～34年で，平均は16.3年であった。勤務している学校の規模は，小規模校（学級数1～11）6名，大規模校（学級数19以上）5名であった。面接時間は，32～83分で平均49分であった。

2．養護教諭が対応した児童虐待事例の概要と保護者対応のきっかけ（表1）

面接対象者である養護教諭11名は，2010年度に1～2例の児童虐待事例に対応をしており，養護教諭の年齢や経験年数，勤務する学校規模による違いはみられなかった。対応した虐待の種類は，身体的虐待が9例とネグレクト7例であった。

Presented by Medical*Online

表1　養護教諭が対応した虐待事例の概要と保護者対応のきっかけ

虐待事例	被虐待児の学年	虐待の種類（虐待をしていると疑われる人）	養護教諭が保護者対応に関わったきっかけ
1	中学年	身体的虐待 ネグレクト （実母）	学年が変わり，授業についていくことができず，教室を飛び出して保健室で過ごすことが多くなる。子どもとの会話の中で「お母さんにぶたれた」，「夕べは一人だった」など虐待が疑われるつぶやきがあり，母親と連絡をとるようになった
2	低学年	ネグレクト （実母）	身体測定の結果，体重が少なく3歳児程度であったため，担任にクラスでの様子を聞くと朝からぐったりしていることが多いということで，担任と一緒に母親の面接をした
3	低学年	身体的虐待 （義父）	アスペルガーの診断を受け，内服をすることになり，母親と健康相談を実施していく中で，再婚のため，不慣れな土地に引っ越してきて知り合いがいないことや義父の虐待などを訴えるようになった
4	高学年	身体的虐待 （実母）	自閉症が疑われる子どもであったが，「みんながうちの子を馬鹿にする」と言って障害を認めることができず孤立していた母親に「がんばっていますね」と声をかけた養護教諭に対し，母親が自身の虐待を吐露した
5	低学年	身体的虐待 （義父）	知的な遅れがあり特別支援学級に所属していたが，教室を抜け出し隣にある保健室で過ごすこともあった。季節に合わない服装やおなかをすかせている様子などが気になり，担任と相談をして保護者へ連絡を取るようになった
6	低学年	ネグレクト （実父母）	イライラしていて友だちとのトラブルが多く，けがをさせてしまうことがあったり，教室を抜け出し保健室をうろうろすることなどがあった。多動傾向が強く，衝動性もみられたため，校内で検討し専門医受診を勧めることになり，担任と一緒に保護者への面接を行った
7	低学年	身体的虐待 （実父）	落ち着きがなく保健室によく来るようになり「お父さんにぶたれた」，「俺なんていないほうがいい」などの発言から虐待を疑い，担任と一緒に家庭訪問をした
8	中学年	ネグレクト （実父母）	友だち関係がうまくいかないことを悩み保健室へ相談に来るようになった。話を聞いているうちに弟妹の世話や家事全般（食事の支度，掃除，洗濯）をさせられていることや，子どもだけで夜過ごしていることがわかり，担任や管理職と相談をして母親と面接をした
9	高学年	身体的虐待 （実父）	朝の健康観察で顔色が悪いと担任に付き添われ保健室を来室。ふらふらの状態で，問いかけに対しても反応が弱いため管理職と相談をして医療機関へ搬送。父親に殴られていたことがわかった
10	高学年	ネグレクト （実母）	特別支援学級に在籍していて，保健室をよく利用していた。何げない会話の中から，食事を与えてもらっていないことや必要なものを買ってもらえないこと，学校からのお便りを捨てられてしまうなどがわかり，担任と一緒に家庭訪問をするようになった
11	低学年	身体的虐待 （実父）	「腕に打ち身があるので見てほしい」と担任に付き添われて保健室を来室。理由をたずねると「兄弟とけんかをした」とか「家でぶつかった」と言いあいまいな状況であったが，腹部や背中などにもたくさんのあざがあり虐待が疑われたので管理職に相談をし通告した
12	中・高学年	ネグレクト （実母）	以前から，ネグレクトが疑われていたが，ある日兄が発熱し，発疹がみられ麻疹の疑いがあるため母親に迎えにきてもらった。その後受診し，麻疹と診断を受け出席停止になった。数日後弟も欠席をし，心配なので，担任と交代で家庭訪問をし，様子を見に行くと子どもだけで放っておかれていたため通告した
13	低・中学年	身体的虐待 （実母）	昨年度，県外から転校をしてきた。週に2～3日欠席をするが，登校時は元気な様子であった。欠席の際は母親からの連絡が入るが理由が不自然だと感じることがあった。今年度に入り，兄が体調不良を訴え保健室を利用するようになったり，弟が不自然なけがをしていたりするようになったため，二人が一緒に欠席をした際に担任と一緒に家庭訪問をした
14	高学年	身体的虐待 （実父）	昨年度の9月に転校してきた。友だち関係がうまくいかないことを相談するため，保健室を利用することがあった。今年度の4月，目と頬が腫れた状態で保健室に来て「父親に殴られた」と訴える。今までも「背中やおなかを殴られていた」ということだったので管理職に伝え，担任が変わったばかりだったので，担任と養護教諭で家庭訪問をすることになった
15	低学年	ネグレクト （実母）	父親は仕事の関係で不在がちであった。入学して，提出が必要な保健関係の書類が全く出されないため，養護教諭が電話連絡を行った

※学年は，1・2年を低学年，3・4年を中学年，5・6年を高学年とした。また，事例12と事例13は，被虐待児童が兄弟の2名である。

Presented by Medical*Online

養護教諭が保護者対応をするきっかけは，たわいない話をするためだったり，教室を飛び出してしまったりして普段から保健室を訪れることの多い子どもとのやり取りの中で虐待を疑った場合や体調不良やけが，相談などのために保健室を利用した際の子どもの様子から虐待を疑った場合が多くを占めていた。いずれも担任や管理職等と相談をしながら役割を決めて保護者対応をしていた。また，母親への何げない声掛けや子どもの疾患についての健康相談がきっかけで虐待や子育て上の困難についての相談を受け，保護者対応をするようになった事例もあった。

3．養護教諭が児童虐待対応における保護者との関わりで認識していた困難感（表2）

養護教諭が児童虐待対応における保護者との関わりで認識していた困難感については，116記録単位，45のコードが抽出され，21サブカテゴリー，8カテゴリー，3コアカテゴリーに分類された。3コアカテゴリーと全体に占める割合は，【介入することの困難さ】（21.6％），【保護者を支え続けることの困難さ】（56.0％），【養護教諭としての役割を遂行することの困難さ】（22.4％）であった。

以下コアカテゴリー別に詳細を記述していく。なお，記述にあたっては，コアカテゴリーを【　】，カテゴリーを≪　≫，サブカテゴリーを〈　〉，コードを「　」，データの引用を“　”で示す。

1）【介入することの困難さ】

このコアカテゴリーは，≪虐待の判断に迷う≫と≪介入の判断に迷う≫の2カテゴリーで構成された。養護教諭が児童虐待を疑ったり気づいたりした際に，介入の必要性を理解しながらも，実際に関わるべきかどうかを迷い，ためらうという困難さを表している。

カテゴリー≪虐待の判断に迷う≫は，〈虐待の確証が得られない〉，〈子どもがもつ虐待以外の要素が複雑に絡んでいる〉の2サブカテゴリーで構成された。〈虐待の確証が得られない〉は，*「虐待を疑って尋ねるが，子どもは虐待を受けているということを言わない」，「子どもが虐待を訴えても，物証がない」*の2コードで示された。〈子どもがもつ虐待以外の要素が複雑に絡んでいる〉は*「子どもの発達障害や問題行動の対応に追われ，虐待との関係を把握しにくい」，「子どもに知的な遅れがあって，自分の現状を表現することができない」，「子どもが不定愁訴を訴えていて，虐待との関係を把握しにくい」*の3コードで示された。養護教諭が虐待を疑っても，本人が訴えなかったり，訴えるだけの能力を持ち合わせていなかったりすることや，虐待以外の要素が複雑に絡んでいることが，虐待か否かの判断を難しくさせていた。

カテゴリー≪介入の判断に迷う≫は，〈介入への躊躇〉，〈介入の判断の難しさ〉の2サブカテゴリーで構成された。〈介入への躊躇〉は，*「保護者と学校の信頼関係ができていず，拒否的な保護者に対しては，虐待が疑われていても介入することを躊躇する」*の1コードで，〈介入の判断の難しさ〉は，*「虐待を疑うものの，食事や生活はある程度できていて，命にかかわらない状態なので，介入すべきかどうか迷う」*の1コードで示された。具体的には，“ネグレクトで体も衣服も汚れてはいるけれど，暴力を振るわれていない。時には，病院へも連れて行ってもらっていた。5年生なのでこの場合学校が様子を見ているという状態でもいいのか，それとも通告・介入すべきなのかと迷った”と語り，子どもの発達段階や能力，虐待の程度や，保護者との関係性や保護者の養育力等により保護者への対応に踏み込むかどうかの迷いやためらいが生じていた。

2）【保護者を支え続けることの困難さ】

このコアカテゴリーは，≪保護者との信頼関係が築きにくい≫，≪保護者の子どもに対する理解が不足している≫，≪保護者が地域社会とつながらない≫の3カテゴリーで構成された。養護教諭が保護者対応を繰り返し行っても，保護者からの拒否や攻撃を受け，養育行動の改善はされず，保護者と地域社会をつなげることができない困難さを表している。

養護教諭は，欠席の理由がわからなかったり不自然なけがをしているなど，子どもの安全を確認することが必要であると感じたり，友だちとトラブルを起こしてけがをさせてしまった時などの帰宅後の保護者の対応に強い不安を感じたりする時に，保護者へ電話を入れたり，担任と一緒に家庭訪問をしたりしていた。養護教諭は，家庭と協力的な関係を結び，子どものことを相談しながら一緒に考えていきたいという思いを持っていた。

しかし，“「なんでそんなことで来るの」，「いちいちうるさい」と怒鳴られて，でも放っておくわけにはいかないので”，“友だちとトラブルを起こしてけがをさせてしまったことを伝えると，うちの子は悪くない，指導の仕方が悪いからそうなったんだ，学校の責任だ

Presented by Medical*Online

表2　養護教諭が児童虐待対応における保護者との関わりで認識していた困難感

【コアカテゴリー】	≪カテゴリー≫	〈サブカテゴリー〉	「コード」	“記録単位”
介入することの困難さ（21.6%）	虐待の判断に迷う	虐待の確証が得られない	*虐待を疑って尋ねるが，子どもは虐待を受けているということを言わない*	9
			子どもが虐待を訴えても，物証がない	2
		子どもがもつ虐待以外の要素が複雑に絡んでいる	*子どもの発達障害や問題行動の対応に追われ，虐待との関係を把握しにくい*	6
			子どもに知的な遅れがあって，自分の現状を表現することができない	3
			子どもが不定愁訴を訴えていて，虐待との関係を把握しにくい	1
	介入の判断に迷う	介入への躊躇	*保護者と学校の信頼関係ができていず，拒否的な保護者に対しては，虐待が疑われていても介入することを躊躇する*	3
		介入の判断の難しさ	*虐待を疑うものの，食事や生活はある程度できていて，命にかかわらない状態なので，介入すべきかどうか迷う*	1
保護者を支え続けることの困難さ（56.0%）	保護者との信頼関係が築きにくい	保護者の批判的・威圧的な態度	*突然電話をしてきたり怒鳴り込んできたりして，何かにつけ批判される*	4
			威圧的な態度をとられる	2
			連絡をとるたびに，怒鳴られる	1
			保護者へ養育態度の改善をお願いすると，「もう子どもを学校へは行かせない」と言って脅される	1
			子どもに事情を聴いたことを知り，「子どもと絶対に口をきくな」「口をきいたら承知しない」と脅される	1
		保護者との関係づくりの難しさ	*保護者が，学校とは関係を持ちたくないと言う*	2
			保護者との連絡が途切れないように，こまめに連絡を入れるが通じない	2
			電話をしても家庭訪問をしても，連絡を取ったり会ったりすることができない	2
			家庭訪問をしたら，転校してしまった	1
			児童相談所に通告したのが管理職だと知って，関係が崩れ拒否された	1
		家庭の問題に関わることに対する保護者の拒否	*家庭の問題に口を出すなといって取り付く島がない*	7
		対応への不満を理由とする保護者からの攻撃	*子どもへの対応が不満だといって怒鳴り込まれる*	2
			子どもの問題行動を知らせると，興奮してしまい，逆に怒鳴られ，攻撃される	1
	保護者の子どもに対する理解が不足している	子どもの障害や疾病への知識の不足	*保護者が子どもの発達障害・障害・疾病を受け入れたり，理解したりすることができていない*	6
		保護者のしつけに対する認識のずれ	*子どもを殴るのは虐待ではなく，しつけだと言う*	4
			「しつけ」を強調して養育態度を改善する様子がみられない	1
			父親が子どもを殴っていても，母親は疑問に感じていない	1
		保護者の養育能力の不足	*保護者の養育能力が不足していて，子どもの世話をすることができない*	5
		保護者の子育てに関する認識のずれ	*子どもだけを残して外出したり，外泊したりすることに何ら問題意識がない*	2
			子どもの能力以上に，学習や運動ができることを要求している	1
			子どもの能力以上に家事の手伝いをさせたり，兄弟の面倒を見させたりしている	1
	保護者が地域社会とつながらない	他職種・関係機関とのつながりにくさ	*保護者に虐待の認識や子育て上の困難感がないため，他職種・関係機関へつなげにくい*	4
			保護者との関係が築けていないうちに外部と連携を図ることによって，むしろ保護者との関係が悪化してしまうのではないかという不安がある	4
			保護者が抱えている問題が複雑で，学校はどこと連携するとよいのかわからない	2
		保護者が孤立している	*保護者を助けてくれる人や体制がない*	5
		他職種・関連機関との連携・協働不足	*さまざまな職種や関係機関が保護者に関わっているが，お互いに情報交換をする場がなく，それぞれが対応している*	2
養護教諭としての役割を遂行することの困難さ（22.4%）	養護教諭としての資質・能力の自信のなさ	関わりたくない気持ち	*保護者と話が通じず，すぐに怒りだすので恐ろしくて正直関わりたくないと思う*	4
			保護者が突然保健室へ来て，対応が悪いと言って怒鳴り，身の危険を感じ関わりたくないと思う	3
		保護者対応に自信がない	*カウンセリング技術に自信がなく，うまく様子を聞くことができない*	2
			養護教諭としての経験が浅く，保護者よりも年齢が若いため，直接指導をすることにためらいがある	2
			子育て経験がないため，自信を持って保護者に対応することができない	1
	養護教諭が行う対応への疑問や不安	子どもの自立につながっているのか不安	*保健室での対応（体を拭いたり，靴を一緒に洗ったり等）が，子どもの自立に役立っているのか不安に思う*	5
		どんなに対応をしても改善に向かわない虚しさ	*繰り返し支援を続けることで，悪化はしていないが，改善されているともいえない，悩ましい状態が続いている*	2
			子どもの学校内での問題行動を家庭に連絡すると，身体的虐待がエスカレートしてしまう	1
			対応しても対応しても空回りをして虚しさを感じる	1
		「見守り」を続けていることに対する不安な気持ち	*3日間以上休むと家庭訪問をすることを伝え，保護者へプレッシャーを与えているが，それが本当に見守りといえるのか不安*	1
			虐待が疑われるとすぐに家庭訪問をしているが，ただ見守りをしているだけでよいのか不安	1
	養護教諭としての役割の自覚	役割遂行への責任感	*どんなに保護者に拒否されても，専門職として保護者との関係を断つことはできないと感じる*	3
3	8	21	45	116

Presented by Medical*Online

と言って逆に怒鳴られて”の語りのような，〈保護者の批判的・威圧的な態度〉，〈家庭の問題に関わることに対する保護者の拒否〉，〈対応への不満を理由とする保護者からの攻撃〉により，〈保護者との関係づくりの難しさ〉を実感し，《保護者との信頼関係が築きにくい》と感じていた。

また，養護教諭は≪保護者の子どもに対する理解が不足している≫ことから生じるさまざまな問題にも苦慮していた。具体的には，“自閉症の疑いという診断を受け入れられずに，保護者は通常学級に在籍することにこだわり，下校をすると食事も与えず，入浴もさせず，寝かせずに宿題をさせようとする” との語りに示されるような〈子どもの障害や疾病への知識の不足〉，“母親もちょっと理解力が低く，臨海学校の準備もできなくて，担任と養護教諭が家庭訪問をして一緒に必要なものをそろえたりした” との語りのような〈保護者の養育能力の不足〉であった。さらに，“父親は，しつけだから，殴るのはうちのしつけの範囲内だと言って，取り付く島がない雰囲気だった”の語りに示されるような〈保護者のしつけに対する認識のずれ〉や“両親とも夜間帯の勤務のため，まだ1年生なのにほとんど夜を独りで過ごしていたが，保護者はうちの方針だと言う”の語りのような〈保護者の子育てに関する認識のずれ〉であった。

また，養護教諭は保護者の抱えている問題が少しでも改善されるように，他職種や関係機関につなげ必要なサポートやサービスが受けられるようにしたいと考えていた。しかし，保護者には虐待の認識や子育て上の困難感がないため，保護者自身は支援の必要性を感じていないことや，養護教諭と保護者との信頼関係が築けていないこと，さらには，地域の中で転居などにより〈保護者が孤立している〉という現状が，≪保護者が地域社会とつながらない≫要因となっていた。また，保護者が抱えている問題が複雑で，さまざまな他職種・関係機関が関わっている事例でも，情報交換の場が設定されていないために互いの役割を理解して連携を図るまでには至らず，〈他職種・関係機関との連携・協働不足〉のため，子どもが自立するまでの期間を地域社会の中で保護者を継続的に支援することが困難であると感じていた。

3)【養護教諭としての役割を遂行することの困難さ】

コアカテゴリー【養護教諭としての役割を遂行することの困難さ】は，≪養護教諭としての資質・能力の自信のなさ≫，≪養護教諭が行う対応への疑問や不安≫，≪養護教諭としての役割の自覚≫の3カテゴリーで構成された。保護者との信頼関係を築くことができず，繰り返し支援をしても改善されない現実を目の当たりにして，養護教諭としての自身の力量に自信が持てなくなり，このまま対応を続けてよいのだろうかという不安や戸惑いと養護教諭としての役割をきちんと果たしたいという責任感との間で揺らいでしまうという困難さを表している。

養護教諭は，“すぐに教室を飛び出してしまう子どもを保健室に預かっている時に手をつないだら，父親が突然保健室に入ってきて，そのつなぎ方は泥棒を捕まえる時のつなぎ方だと言っていきなり怒鳴られて，殴られるんじゃないかと恐ろしくて，こっちだってできれば関わりたくないのに”の語りのように予想できない保護者の行動や言動に対して不安や恐怖を感じ〈関わりたくない気持ち〉を抱いていた。また，保護者の怒りにうまく対応することができなかったり，子どもとの関係の持ち方に対して保護者と一緒に考えることができなかったりするのは，*「カウンセリング技術に自信がなく，うまく様子を聞くことができない」，「養護教諭としての経験が浅く，保護者よりも年齢が若いため，直接指導をすることにためらいがある」，「子育て経験がないため，自信を持って保護者に対応することができない」*など，≪養護教諭としての資質・能力の自信のなさ≫によるものだと考えていた。

また，養護教諭は保健室の機能を活用し，ネグレクトのためにお風呂に入れなかったり洗濯をしてもらえなかったりする子どもに対し，体を拭いたり，体育着や上靴を一緒に洗ったりして，子どもの自立を少しでも助けたいと考えていた。また“靴を洗いながら「昨日はご飯食べた？」とか「朝は食べてきたの？」とか聞くとやっぱり食べてないみたいなんですね”の語りのように，保健室での自然な関わりの中で，子どもに普段の生活の様子をたずねることで，子どもの置かれている状況や安全を確認していた。しかし，*「繰り返し支援を続けることで，悪化はしていないが，改善されているともいえない悩ましい状態が続いている」*ことや*「対応しても対応しても空回りをして虚しさを感じる」*ことなどから，「これでよいのだろうか」と≪養護教諭が行う対応への疑問や不安≫を抱いていた。

一方で，≪養護教諭としての役割の自覚≫から*「どんなに拒否をされても，専門職として保護者との関係を*

Presented by Medical*Online

断つことはできないと感じる」ため，不安と責任感の間で揺らぎ【養護教諭としての役割を遂行することの困難さ】を感じていた。

V．考　　察

今回研究対象者となった養護教諭は，2010年度に1～2例の児童虐待（疑いを含む）事例において保護者への対応をしていた。

ここでは養護教諭が保護者を対応するきっかけと保護者との関わりで認識していた困難感について検討し，保護者対応における養護教諭の困難感を改善するための支援と今後の課題を述べたい。

1．養護教諭が児童虐待（疑いを含む）をしている保護者へ対応をしたきっかけ

養護教諭が保護者対応をするきっかけは，ほとんどが保健室を来室する子どもとの関わりを通して「児童虐待があるかもしれない」と気づくことからであることがわかった。健康診断で身体測定をした際の体重の少なさ，体調不良やけがの理由の不自然さ，保健室を訪れる子どもとのたわいない会話や観察等から養護教諭が虐待を疑った場合に，保護者へ受診を勧めたり健康状況の確認等をしたりすることをきっかけにして，保護者への対応を始めていた。

また，虐待を受けている子どもの行動に表れる影響として衝動性や攻撃性が指摘されている[5]が，今回の研究対象となった養護教諭のうち4名は，授業中に学習についていくことができず教室を飛び出してしまう子どもの面倒を保健室で見ていたり，イライラして友だちとトラブルを起こした際に，本人が落ち着くまで保健室で過ごさせたりしている時の子どものつぶやきや行動から「児童虐待があるかもしれない」と気づいていた。そして担任と連携しながら保護者への対応を始めていた。子どもたちが自ら保健室を訪れるのは，子どもにとって保健室は気持ちが落ち着く場であり，そこにいる養護教諭は「自分の味方になってくれる」，「自分の存在を認めてくれる」人と感じているからであろう。虐待を受けている子どもは「自分が悪いからだ」と自分に言い聞かせ折り合いをつけている場合が少なくない。傷ついた子どもにとって，保健室は安心・安全な場であり，養護教諭の支援を受けながら困難に向かっていこうとする力を蓄えることができる場なのである。だからこそ保護者との対応については，子どもが保健室を利用することができなくなったり，養護教諭に不信感を持ったりすることがないように配慮しながら進めることが重要である。学校は子どもの問題行動や保護者の養育態度等について話し合いを提案し，保護者と協力していきたいと考えていたとしても，保護者は「学校から文句を言われた」，「一方的に指導をされた」と感じてしまうことが少なくない。まずは教員が先入観を持たず，保護者の立場になって話を聴く姿勢で対応に臨むことが必要であると考える。

また，対応の中心となっているのは，ほとんどの事例が担任であったが，養護教諭が主となって対応している2事例については，保護者から相談を持ち掛けられたことがきっかけであったことから，養護教諭が日常的に何げなく行っている保護者への声掛けの重要性が示唆された。

養護教諭は，自身の専門性と保健室の機能を活用し児童虐待を疑ったり，保護者の相談や対応をしたりしていた。研修を受けた人が虐待を発見した割合は，研修を受けずに発見した人の4倍であることが報告されている[6]ことからも，養護教諭が児童虐待に関する研修を受ける機会を確保していくことで，子どもが発するサインを見逃すことなく「虐待の疑い」を早期に発見することにつながるのではないかと考える。

2．養護教諭が児童虐待対応における保護者との関わりで認識した困難感

養護教諭は，保健室での子どもへの関わりを通して「児童虐待があるかもしれない」と気づきながら，虐待の確証を得られないことに困難を感じていた。多くの養護教諭は，虐待防止法第6条第1項で「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者」に通告義務を課しているということを理解している[2～4,7]。つまり求められているのは「疑ったらその時点で報告する」ことであり，「確証を得ることではない」[6,8]。しかし，虐待を疑いながらも，確証を得られない段階で通告や介入をすることで，学校と保護者との関係が崩れてしまったり，子どもの置かれている環境を悪化させたりしてしまうのではないかという恐れから，≪虐待の判断に迷う≫，≪介入の判断に迷う≫状況から【介入することの困難さ】が生じているものと考える。

また，≪保護者の子どもに対する理解が不足している≫ことにより，虐待の認識がなかったり支援の必要性を感じていなかったりする≪保護者との信頼関係が

Presented by Medical*Online

築きにくい≫現状が，≪保護者が地域社会とつながらない≫要因となり，【保護者を支え続けることの困難さ】を生じさせているとも考える。さらに，保護者の不条理な拒否，批判，攻撃を受けて〈関わりたくない気持ち〉と，それを受け止めなくてはならない立場であるという教育公務員としての〈役割遂行への責任感〉との間で葛藤したり，養護教諭自身の資質や能力不足から〈保護者対応に自信がない〉ために，なかなか改善されない現状を目の当たりにして，「これでよいのだろうか」という不安や戸惑いを抱いたりすることが，【養護教諭としての役割を遂行することの困難さ】を生じさせているものと考える。

3．保護者対応における困難感を改善するための養護教諭への支援と今後の課題

養護教諭は虐待を疑いながらも確証を得られないことで【介入することの困難さ】を感じていることが明らかとなった。介入するべきかどうかを一人で悩み，事態が深刻になってしまうことを避けるためには，管理職，生徒指導担当などの校内の教職員やスクールカウンセラーなどの外部の専門家等を活用して学校としての組織体制を整えることが重要である[9]。組織体制を整えるために必要な条件として，管理職の理解や事例のコーディネートを行うことができるキーパーソンの存在が指摘されている[10]ことからも，今後は学校内外の効果的な連携体制の構築へ向けた支援の在り方について検討することが課題である。

また【保護者を支え続けることの困難さ】に示された≪保護者との信頼関係が築きにくい≫，≪保護者の子どもに対する理解が不足している≫，≪保護者が地域社会とつながらない≫は，虐待を加える保護者に共通する特徴として玉井[11]が指摘している対人関係の未熟性，子どもに対する認知の不正確さ，社会からの孤立と合致するものであることから，保護者へ対応をする前に，これらの困難さは予測できる内容であると考える。しかし，文部科学省が平成19年に作成した「養護教諭のための児童虐待対応の手引き」[12]には，児童虐待の現状と学校や養護教諭が児童虐待対応に果たす役割，児童虐待防止法や児童虐待の種類等の児童虐待に関する知識，そして保健室等における児童虐待の早期発見の機会と視点等について示されてはいるものの，保護者への対応に当たっての留意点は，子どもの受傷原因が不明瞭で保護者に確認しなければならない場合の留意事項のみにとどまっている。今後は，虐待を加える保護者の特徴や背景を踏まえた具体的な接し方がわかるような養護教諭を対象とした保護者対応マニュアルを作成する必要があると考える。

さらに，【養護教諭としての役割を遂行することの困難さ】の改善のためには，虐待を加える保護者に対応をするために必要なスキルを獲得したり，他校の養護教諭から助言を受け自身の対応に対する疑問や不安を軽減したりする機会を設定したりして，専門職としての自信を持てるようにしていくことが重要である。そのためには養護教諭同士や学校外の多職種・関係機関と養護教諭の合同による事例検討会やロールプレイ等の研修会が設定できるよう支援していくことが必要であると考える。

4．研究の意義と限界

児童虐待に関する研究論文は医学分野や福祉分野に関するものが多く，学校を対象とした論文は少ない。中でも養護教諭を対象とした論文は少なく，ほとんどが量的調査研究である。本研究では，小学校に勤務する養護教諭が児童虐待対応において保護者と関わるきっかけや対応を通してどのような困難感を認識しているのかを実証的に明らかにすることができたことに意義があると考える。

しかし，本研究はA県という限定された地域での結果であることや，11名という対象者の少なさから，一般化には限界がある。今後はさらに調査対象を増やし，保護者対応に関わる困難感の具体的な内容を明らかにするとともに，困難に対し工夫を行い改善された事例について調査をしていきたい。

Ⅵ．結　　論

小学校に勤務する養護教諭が，児童虐待対応における保護者との関わりで認識している困難感の具体的な内容を明らかにし，今後，保護者対応における養護教諭の困難感を改善するための支援について検討することを目的として，半構造的面接法による単独面接を行い質的に分析した結果，以下について明らかになった。

1．養護教諭が，虐待をしているまたは疑われる保護者の対応をする際に認識していた困難感として，【介入することの困難さ】，【保護者を支え続けることの困難さ】，【養護教諭としての役割を遂行することの困難さ】の3つのコアカテゴリーが抽出された。

Presented by Medical*Online

2．保護者対応における困難感を改善するための養護教諭への支援としては，「校内の組織体制の整備」，「養護教諭を対象とした保護者対応マニュアルの作成」，「保護者対応のスキル獲得や養護教諭の専門性を高めることを目指した事例検討会や研修会の設定」の必要性が示唆された。

謝　辞

本研究の実施にあたり，調査にご協力くださいました皆様に深く感謝いたします。

本研究の一部は，第21回日本養護教諭教育学会学術集会にて発表した。

本研究は利益相反に関する開示事項はありません。

文　献

1）厚生労働省．社会福祉行政業務報告　平成24年度福祉行政報告例．http：//www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html　Accessed January 28. 2014.
2）音美千子，谷本千恵．児童虐待への対応に関する研究—養護教諭のかかわりを中心に．石川看護雑誌 2009；6：77-83.
3）青柳千春，佐光恵子，岩井法子，他．小学校における養護教諭の児童虐待対応の現状と課題～G県の公立小学校の養護教諭を対象として．日本養護教諭教育学会誌　2013；16（2）：43-50.
4）角田智恵美，原田愛子．児童虐待への対応に関する研究—養護教諭のかかわりを中心に．小児の精神と神経　2007；49（3）：213-219.
5）文部科学省．養護教諭のための児童虐待対応の手引き．2007：9-12.
6）山下英三郎，石井小夜子．子ども虐待—今，学校・地域社会は何ができるか．東京：現代書館，2006：10-28.
7）渋谷昌史．小学校における子ども虐待対応構造に関する考察—子どもの虐待に関する知識の組織内配分と意思決定手続きに注目して．厚生の指標　2007；54（6）：1-6.
8）玉井邦夫．学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き．東京：明石書店，2007：16-39.
9）文部科学省．生徒指導提要．2版．東京：教育図書，2011：127-132.
10）小林千恵子，松本伊知朗．子ども虐待　介入と支援のはざまで—「ケアする社会」の構築に向けて．東京：明石書店，2007：194-209.
11）玉井邦夫．学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き．東京：明石書店，2007：66-82.
12）文部科学省．養護教諭のための児童虐待対応の手引き．2007：20-23.

〔Summary〕

In this study, with the aims of clarifying the specific difficulties recognized by *yogo* teachers※)in their involvement with parents when dealing with child maltreatment, and investigating means of support to improve the difficulties recognized by these *yogo* teachers in dealing with parents in the future, individual interviews were carried out with a semi-structured interview method and the results were qualitatively analyzed. Three core categories were identified from the results："Difficulty in making an intervention", "Difficulty in continuing to support parents" and "Difficulty in carrying out one's role as a *yogo* teacher". To support these *yogo* teachers, the results suggest the need for "Developing an organizational structure within the school", "Creating a manual for *yogo* teachers on how to deal with parents" and "Establishing case study meetings and workshops with the aim of helping *yogo* teachers acquire skills in dealing with parents and raising their level of expertise".

※)A "*yogo* teacher" is a specially licensed educator who supports children's growth and development through health education and health services based on health promotion principles in all areas of educational activities in schools（*Yogo* Teachers' General Meeting in Tokushima, Japan, 2004）

〔Key words〕
child maltreatment, *yogo* teachers,
difficulties in dealing with parents,
semi-structured interview method

Presented by Medical*Online